

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3256号)

令和7年9月4日

横 情 審 答 申 第 3256 号

令 和 7 年 9 月 4 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年4月11日教健第439号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（1）「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等（1）」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿（10月5日分）」外5件の一部開示決定のうち「（1）「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等（1）」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿（10月5日分）」に係る部分に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等(1)」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿(10月5日分)」外5件を一部開示とした決定のうち「(1)「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等(1)」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿(10月5日分)」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和6年2月16日付で行った上記1記載の行政文書(以下「本件審査請求文書」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

検収責任者サインは、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができるものであるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しないことから、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書は、給食調理製造事業者(以下「調理業者」という。)各社がそれぞれ作成した食材の検収記録簿である。品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名、生産地、品質、鮮度、外装状況、異臭の有無、異物混入の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日、品温、ロット番号及び備考は、調理業者各社が事業活動を行うまでの内部管理に関する情報であることに加え、調理業者各社による食料調達のノウハウに関する情報も含まれているため、本号に該当し、不開示とした。

また、これらの情報は、検収記録簿の様式を含め、他の情報と照らし合わせるこ

とで当該事業者の特定につながる可能性のある情報が含まれている。10月5日は、調理業者が調理をする際に異物の混入（以下「本件事案」という。）を発見した日であり、本件事案については原因が特定できないため、事業者名は公表しておらず、事業者名が推測されることで、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不開示範囲の一部取消し若しくは本件処分の取消しを求める。
- (2) 給食食材の検収・保管の記録は人の生命、健康を保護する情報に当たるため、品名、生産地、品質、鮮度、外装状況、異臭の有無、異物混入の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日及び品温（以下これらを「本件審査請求部分」という。）については開示を求める。
- (3) 本件審査請求部分を不開示とするならば、本件審査請求文書は一部も開示されていないので、本件処分を取り消し、不開示決定に変更するよう求める。
- (4) 事業者名が推測されてしまうことで当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとしているが、本件事案が見つかった以降も当該事業者との契約は変更もなく継続され、本件事案が見つかったことにより提供中止した給食分の給食費の返金は中学校事業費で負担しており、当該事業者の利益は確保されている。
- (5) 本件事案について管轄保健所に検査依頼した医療局でも当該事業者の地位その他の正当な利益を害すると認められる文書はないとしており、実施機関が主張する正当な利益を害する具体的な状況があるとは考えられない。
- (6) 給食は生徒の生命・健康にも大きな影響を与えるものであり、給食事業は学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき生徒への教育として実施されているものである。生徒の生命・健康、教育に関することが事業者の営業ノウハウに当たるというのならば、この行為自体が実施機関が公としての児童・生徒の生命・健康・財産を守る義務、教育を実施する義務を果たしていないと考える。
- (7) 本件事案の原因が特定できなかったとして、当該事業者名が推測されないよう不開示にしているということだが、行政の瑕疵や不適切な対応、過度な衛生管理業務の削減によって原因が特定できない場合でも、原因が特定できないことを根拠に行政文書を開示しないとできるならば、行政の意向で市民に文書を開示しないことが

できてしまう。

- (8) 中学校給食のような単価が決まっているものではサービスを価格に転嫁できず、事業者は経費削減により収益を上げることになるが、過度な質の低下、過度な衛生管理の削減によって得た収益は正当な利益と言えるのか。この部分が事業者のノウハウに関わるものとして不開示となった場合、本当に正当な利益なのか市民は知り得ない。
- (9) 食品の鮮度、生産地、製造年月日、賞味期限等は、消費者が食品を購入する際に食品の安全性を担保するために通常確認するものである。これらの情報が事業者のノウハウとして開示できないとするならば、市民によるチェック機能が働かず、さらに公共事業であることから競争の原理も働かず、サービスが劣化し、給食を食べる生徒の生命・健康に危険が及ぶおそれがある。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市立中学校給食衛生管理基準に係る事務について

横浜市では、令和3年4月から中学校給食を提供しており、調理・配達業務を民間事業者4社に委託している。安全・安心な給食提供を行うため、横浜市が定めた中学校給食衛生管理基準のもと、衛生管理補助等業務委託事業者と共に、横浜市が主体となって衛生管理を徹底している。

当該衛生管理基準は、中学校給食の調理施設等に係る衛生管理について適用するものであり、横浜市立中学校給食調理施設及び設備、横浜市立中学校給食受配校の一時保管場所及び配膳場所、食品の取扱い、調理従業者等に係る衛生管理について定めている。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、調理業者が横浜市立中学校給食衛生管理基準に基づき作成した食材の検収記録簿であり、食材の品名、発注量、納品量、納品日、納品時間、納品業者名、製造業者名、生産地等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち検収責任者サインを条例第7条第2項第1号に、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名、生産地、品質、鮮度、外装状況、異臭の有無、異物混入の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日、品温、ロット番号及び備考を同項第3号アに該当し不開示としている。このうち、審査請求人は本件審査請求部分の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

イ 本件審査請求部分のうち、別表に示す部分については、納品された食材の品名や品質等に係る記載であり、これらの情報は、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。その余の部分に係る情報は、食材の製造業者の特定につながる品名が記載されており、開示すると、調理業者各社が独自に選定した食材の製造業者が特定されることにより競争上の不利益を被り、事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号に該当する。

ウ 実施機関は、本件事案が見つかった調理業者が推測されることにより風評被害を受けるなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると主張するが、本件審査請求部分には本件事案が見つかった調理業者が推測される情報が含まれているとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 以上のとおり、実施機関が、本件審査請求部分を条例第7条第2項第3号アに該当するとして不開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

不開示部分		開示すべき部分
1 頁目	「品名」欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
2 頁目	「食材名」欄	1行目から3行目までの全て、6行目から8行目までの全て、12行目及び13行目の全て、17行目の全て、20行目から26行目までの全て
	「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
3 頁目	品名記載欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
4 頁目	品名記載欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
5 頁目	「食材名」欄	1行目の全て、4行目の全て、10行目から12行目までの全て、18行目及び19行目の全て、22行目から28行目までの全て、32行目の全て
	「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て

(注意)

不開示部分は、項目名を1行目とする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 4 月 11 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 5 月 16 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 6 月 7 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 6 月 24 日 (第12回第五部会)	・審議
令 和 7 年 7 月 22 日 (第13回第五部会)	・審議